

株 主 各 位

株式会社フォーサイド・ドット・コム
代 表 取 締 役 安 嶋 幸 直

資本剰余金を原資とした期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、2010年2月17日開催の取締役会において、平成21年12月期 剰余金の配当（期末配当）を決議いたしました。つきましては、1株あたり44円の配当を2010年3月26日より開始させていただきます。今回の配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますため、そのお取扱い等についてご説明させていただきます。

上述のとおり、「資本の払戻し」に該当し、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。なお、今回の資本剰余金を原資とする配当金についての税務上のお取扱い及び税法の規程により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものでありますが、株主の皆様に必要な税務上のお手続き等を網羅してご説明しているものではございません。具体的な税務上のお手続きについては、株主様個々のご事情によって異なりますので、お手数ではございますがお取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいませようお願いいたします。

敬具

【本件に関するご照会先】

- ・各株主の皆様のご取得価格の調整に関する具体的なお照会
└お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

- ・税務申告等に関するご照会、ご相談
└最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

- ・その他一般的な事項に関するご照会
└住友信託銀行 証券代行部 電話 0120-176-417（フリーダイヤル）
受付時間 平日 午前9時～午後5時

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- 今回の配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。（「配当所得及びみなし配当」には該当しません。）
- 配当所得に該当する部分の金額がございませんので、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における「配当控除」の対象とはなりません。
- 今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当いたしますが、下記（2）の計算式により、「みなし譲渡損益」が発生することになりますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 10）

- 税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。（みなし配当額は「0 円」、純資産減少割合は「0.013」となります。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価格の合計額	-	みなし配当額（「0円」）
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合（「0.013」）
みなし譲渡損益（①-②）	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

〔例〕当社株式を 1 株あたり 100,000 円で 10 株購入していた場合

- ① 収入金額とみなされる金額
= 1 株あたり配当金（44 円）× 10 株 - 10 株 × 0 円 = 440 円（円未満切捨て）
- ② 取得価額 = 1,000,000 円（100,000 円 × 10 株） × 0.013 = 13,000 円（円未満切り上げ）
- ③ みなし譲渡損益（① - ②） = 440 円 - 13,000 円 = △12,560 円（この場合はみなし譲渡損）

※ 具体的な税務上のお取扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第 114 条第 1 項）

- 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- 調整額は以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.013」となります。）

1 株あたりの 新しい取得価額	=	1 株あたりの従前の 取得価額	-	$\left(1 株あたりの従前の取得価額 \times 純資産減少割合 \right)$
--------------------	---	--------------------	---	--

〔例〕当社株式を 1 株あたり 100,000 円で 10 株購入していた場合

- 新しい取得価額 = 100,000 円 × 10 株 - 1,000,000 × 0.013 = 987,000 円（円未満切り上げ）
- 証券会社で「特別口座」をご利用の株主の皆様は調整方法等につきましては、処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。
- 「特別口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合)	0.013 (小数点以下第 3 位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税第 24 条第 1 項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日 (配当の効力発生日)	2010 年 3 月 26 日
みなし配当額に相当する金額の 1 株あたりの金額	1 株あたり 0 円

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 3 号に規定する割合)	0.013 (小数点以下第 3 位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	97,764,392 円

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、下記のご照会先までご確認くださいようお願い申し上げます。また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので保管くださるようお願いいたします。

※ 今回の資本剰余金を原資とする配当金に関する Q&A を、当社ホームページに掲載いたします。

http://www.for-side.com/upper_img/100223haitou_qa.pdf